

◎京都大学白浜海の家使用規程

平成24年3月31日厚生補導担当副学長裁定

第1条 京都大学白浜海の家（以下「海の家」という。）の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 海の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 京都大学の学生
- (2) 京都大学教職員
- (3) その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に使用を認めた者

第3条 使用を希望する者は、使用日の7日前までに、別記様式1による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 副学長は、前項の許可をしたときは、別記様式2による使用許可証を当該使用者に交付する。

第4条 使用期間は、特別の事情のある場合を除き、7日を超えることができないものとする。

第5条 使用料は、無料とする。

第6条 使用者は、別に定める海の家の実用者心得（以下「実用者心得」という。）を遵守しなければならない。

第7条 副学長は、使用者がこの規程又は実用者心得に違反したと認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 前項に定める場合のほか、海の家の実用上特に必要がある場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

3 前2項の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、京都大学は責任を負わない。

第8条 海の家に関する事務は、教育推進・学生支援部厚生課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、海の家の実用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月13日から施行する。





別記様式 1

(平 1 0 ・ 3 裁改 ・ 削)

(平 2 0 . 3 . 2 7 裁 ・ 全改)

別記様式 2

(平 1 0 ・ 3 裁改 ・ 削)

(平 2 0 . 3 . 2 7 裁 ・ 全改)